

令和 8 年 6 月 1 7 日
こども未来部保育支援課

保育施設検査の状況について

1 保育施設の検査について

区では、子ども・子育て支援法に基づき、「江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所並びに特定子ども・子育て支援施設等に係る検査実施要綱」を定め、各保育施設の運営が、関係法令等に照らし、適正に実施されているかを確認している。

2 令和 7 年度一般検査

(1) 実施期間 令和 7 年 6 月から令和 8 年 3 月まで

(2) 検査実施施設数

	認可 保育園	小規模 保育 事業	認証 保育所	家庭 福祉員	病児・ 病後児 保育	左以外の 無償化対 象認可外	合 計
一般検査 (I 型)	6 2	8	5				7 5
一般検査 (II 型)	1 2 1	1 0	1 1	2	5	2 5	1 7 4
合 計	1 8 3	1 8	1 6	2	5	2 5	2 4 9

※昨年度と比較し、対象施設が 2 増となった。

※検査項目で専門性の高い会計経理に関する項目について一部業務委託を実施した。

※I 型検査は、運営管理・保育内容・会計経理の分野のすべての検査項目を検査対象として、概ね 3 年に 1 度の頻度で実施。

※II 型検査は、運営管理・保育内容の分野の一部の検査項目を検査対象として、I 型検査の対象でない年度に実施。

※無償化対象認可外保育施設とは、区が子ども・子育て支援法に基づき、特定子ども・子育て支援施設等として確認をした施設・事業を指す。

(3) 検査実施による指摘事項

① 文書指摘事項

福祉関係法令及び通達等に違反する場合（軽微な違反は除く）は、原則として「文書指摘」とする。

文書指摘の具体事項例		件数	
		令和6年度	令和7年度
運営管理	防災対策の状況	17	4
	職員の適正配置	12	7
	施設の構造・設備	11	7
	労務管理	7	3
	その他	4	6
保育内容	保育の状況	0	2
	その他	0	3
会計経理	会計経理の状況	6	7
合計		57	39

② 口頭指導事項

福祉関係以外の法令又はその他の通達等が遵守されていない場合又は軽微な違反の場合は、原則として「口頭指導」とする。

口頭指導の具体事項例		件数	
		令和6年度	令和7年度
運営管理	防災対策の状況	77	39
	職員の適正配置	13	19
	施設の構造・設備	2	3
	労務管理	61	49
	施設運営全般	14	21
	その他	3	3
保育内容	保育の状況	10	4
	その他	19	12
会計経理	会計経理の状況	12	24
合計		211	174

(4) 指摘・指導事項の傾向

令和7年度は、令和6年度と比較して、文書指摘・口頭指導いずれも件数は減少した。

事例別にみると、「防災対策の状況」及び「労務管理」については、令和6年度の検査の重点項目であった「安全対策実施の徹底」及び「保育従事職員にかかる労務管理の徹底」に関する助言・指導が浸透し、各施設の対応が進んだため、文書指摘・口頭指導いずれも件数が減少した。

(5) 検査後の取り扱い

検査結果を施設長あてに文書で通知し、文書指摘事項については原則30日以内に改善状況報告書の提出を求めるとともに、必要に応じて事情聴取し改善を指導している。

3 令和8年度の実行方針

令和8年度は、区内247保育施設を対象に検査を実施する予定となっている。検査においては、前年度指導事項の改善状況を確認するほか、引き続き虐待や不適切保育の防止に向けた措置状況及び安全対策実施の徹底を重点項目として取り組む。